平成２５年（フ）第１３１７２号
愛知県名古屋市昭和区広路町字石坂５番地の４　アーバンドエル八事石坂1102号、開始決定時の住所愛知県名古屋市昭和区八事富士見801　ライオンズマンション八事ガーデン参番館409
破産者　豊田　　彰
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３３１０号
東京都新宿区西新宿７丁目１番７号
破産者　株式会社サンセイコーポレーション
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０８号
埼玉県熊谷市上新田277番地
破産者　株式会社曙鉄工
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７６号
東京都千代田区外神田５丁目２番２号　浜田ビル２階
破産者　株式会社フォルテシモ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２０８号
東京都練馬区練馬１丁目５番４号　ＭＩビル
破産者　株式会社ジャパンスポーツサービス
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１３７７号
埼玉県戸田市美女木４丁目８番５号
破産者　株式会社ギンセン
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８７６号
東京都千代田区西神田２丁目３番４号
破産者　株式会社シーエムズコーポレーション
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１９号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目59番８号
破産者　株式会社イオリ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１６７号
千葉県千葉市美浜区高洲４丁目５－３棟207
破産者　柴田　篤志
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２６１６号
東京都中野区本町６丁目17―12　第２松倉ハイム101
破産者　森田　　守
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０３号
神奈川県横浜市旭区上川井町3151―７
破産者　齋藤　　忍
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７０６号
東京都東久留米市中央町２丁目７―２―203、開始決定時の住所東京都東久留米市中央町５丁目１―８
破産者　牛来　光夫
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７６３号
東京都江戸川区西葛西３―４―14　西葛西ドミトリー315号室、住民票上の住所東京都江戸川区西葛西３丁目４―14　西葛西ドミトリー
破産者　鶴田　貢一
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８５１号
千葉県佐倉市臼井1254―３―102
破産者　猪俣　　崇（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９０７号
東京都杉並区高円寺南４丁目41―７―102
破産者　駒田　良昭
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１３０号
東京都世田谷区深沢４丁目31―11―301
破産者　佐々木悦生
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３２３５号
東京都台東区東上野１丁目12―５
破産者　松山　義雅
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４５号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　株式会社ロングフィールド・エンタープライズ
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３４６号
東京都町田市鶴間1265―５
破産者　長尾　一行
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４０６号
神奈川県藤沢市遠藤2010番地13
破産者　有限会社味穂
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４０７号
神奈川県藤沢市長後1407―204
破産者　高須　　一
1　決定年月日　平成26年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部